

住友生命の 外貨建 一時払終身保険

5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)(19)II型



商品のしくみと特徴

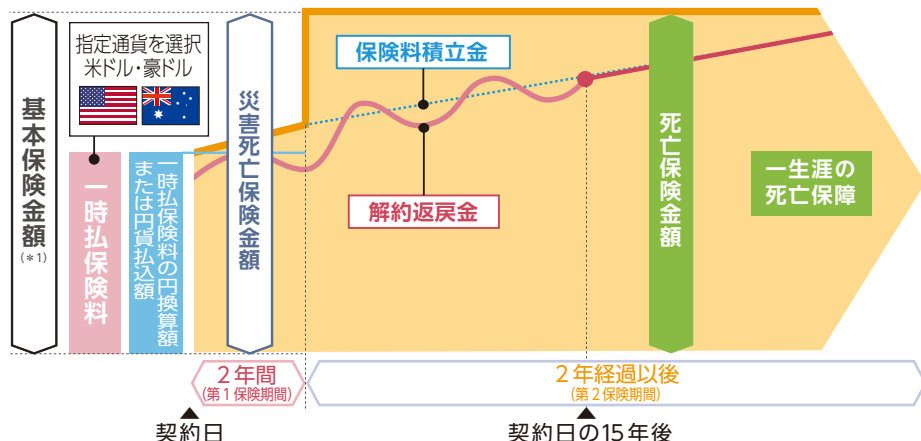
この保険は米ドル建または豪ドル建の外貨建商品です。ご契約時に選択いただく、ご契約に適用する通貨(米ドルまたは豪ドル)のことを「指定通貨」といい、「指定通貨建」とは、円建ではなく外貨建であることを意味します。

初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合、ご契約当初2年間(第1保険期間)の(災害)死亡保険金のお支払いについて**一時払保険料の円換算額または円貨払込額を最低保証します。**

ご契約当初2年間(第1保険期間)の死亡保険金額を抑えることで、**2年経過以後(第2保険期間)の死亡保険金額を指定通貨建(米ドルまたは豪ドル)で大きくしています。**

ご契約から15年経過以後の解約返戻金額はご契約時に指定通貨建(米ドルまたは豪ドル)で確定します。

職業のみの告知で契約年齢30歳～90歳の方がお申し込みいただけます。
しくみ図(イメージ) (初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加した場合)



*ご契約当初15年間の解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。また、ご契約当初10年間は解約控除を適用します。市場価格調整および解約控除等により、解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
(*1)基本保険金額とは、保険金を支払う際に基準となる保険金額をいい、被保険者の性別・年齢および積立利率等によりご契約時に指定通貨建(米ドルまたは豪ドル)で確定します。

ご契約の諸基準

指定通貨	米ドル・豪ドル	保一 険時 料払	取扱単位 最低	米ドル:1セント単位 豪ドル:1セント単位 円貨:1万円単位 米ドル:10,000米ドル 豪ドル:10,000豪ドル 円貨:100万円		
契約年齢 範囲(*2)	30歳～90歳	最高 保険金額	契約年齢	30歳～59歳	60歳～69歳	70歳～90歳
保険期間	終身		最高保険金額	5億円	7億円	9億円
保険料 払込方法	一時払いのみ	告知	職業のみの告知			
		主な付加できる 特約等	初期死亡時円換算支払額最低保証特約(*3)、重度介護前払特約、保険料円貨払込特約(一時払い)、保険料指定外通貨払込特約、目標到達時円建終身保険変更特約、円建終身保険変更制度、ご家族登録サービス、保険契約者代理特約、被保険者代理特約、円貨支払制度			

(*2)契約年齢は契約日時点の被保険者の満年齢で計算します。

(*3)金利情勢や被保険者の年齢によってはお取り扱いできない場合があります。

商品の概要

保障内容	お支払いする保険金		お支払理由		お支払金額		受取人	
	第1保険期間 (ご契約当初2年間)	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき(*4)		一時払保険料相当額、保険料積立金相当額、解約返戻金相当額のうち最も大きい金額			死亡 保険金 受取人
		災害死亡 保険金	被保険者が第1保険期間中に、次のいずれかに該当したとき 1.責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡されたとき 2.責任開始期以後に発病した所定の感染症(*5)を直接の原因として死亡されたとき		基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれかが大きい金額			
第2保険期間 (ご契約から2年経過以後)	死亡保険金	被保険者が死亡されたとき		基本保険金額または解約返戻金相当額のいずれかが大きい金額				
解約返戻金	あり		配当金	あり(5年ごと利差配当)				

(*4)ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。(*5)コレラ、腸チフス、細菌性赤痢など、約款所定の感染症です。

この商品は住友生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。解約時の市場金利、為替レートの変動等により、損失が生じるおそれがあります。

この保険のご検討にあたって特にご注意いただきたい事項

お客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

● 保険期間中にかかる費用

- ・死亡保障等に必要の費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。
- ・なお、ご契約の締結・維持に必要な費用は、積立利率の計算にあたってあらかじめ差し引いています。

初期死亡時円換算支払額 最低保証特約を付加する場合	第1保険期間中は、上記費用に加えて、最低保証に必要な費用を保険料積立金から毎月差し引いています(別途お払い込みいただくものではありません)。そのため、初期死亡時円換算支払額最低保証特約を付加しない場合に比べて、基本保険金額・解約返戻金額等は小さくなります。
重度介護前払保険金を請求する場合	所定の期間に応じた利息を特約基準保険金額(請求額)から差し引きます。

※これらの費用は、積立利率、被保険者の年齢、性別、経過期間、指定通貨等によって異なりますので表示しておりません。

- ・ご契約当初10年間は、解約返戻金額を計算する際、一時払保険料相当額に契約日からの経過年数に応じた所定の控除率(経過年数に応じて5.0%～0.5%)を乗じた金額を差し引きます(解約控除)。

● 通貨を換算する場合にかかる費用

以下の取扱いにおいて適用する住友生命所定の為替レートには為替手数料(下表のTTMとの差額)が反映されており、当該手数料はお客さまの負担となります。

取扱い	住友生命所定の 為替レート ^(※1)
死亡保険金・解約返戻金等を円貨で受け取る場合 ^(※2)	TTM ^(※3) - 50銭
円建終身保険へ変更する場合	
一時払保険料を円貨で払い込む場合	TTM ^(※3) + 50銭
配当金を指定通貨で受け取る場合	
一時払保険料を指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む場合	指定通貨のTTM ^(※3) + 25銭 ÷ 払込通貨のTTM ^(※3) - 25銭

- (※1) 2022年4月現在のものです。今後変更することがあります。
- (※2) 初期死亡時円換算支払額最低保証特約により、基準金額と同額を受け取る場合を除きます。
- (※3) TTM(対顧客電信売相場)とは、TTS(対顧客電信買相場)とTTB(対顧客電信買相場)の仲値です。本商品で使用するTTMは、住友生命が指標として指定する金融機関が公示するTTSとTTBの仲値になります。
なお、住友生命が指標として指定する金融機関がその営業日においてTTS・TTBを公示しない場合は、住友生命所定の為替レートを変更することがあります。また、この場合、新規ご契約のお取扱いができないことがあります。

● 外貨のお取扱いにかかる費用

保険料を指定通貨または指定通貨以外の外貨(米ドルまたは豪ドル)で払い込む際や、死亡保険金・解約返戻金等を指定通貨で受け取る際には、送金手数料・引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。当該費用は取扱金融機関によって異なります。

解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

契約当初15年間の解約返戻金額は市場価格調整を適用し計算するため、市場金利の変動により、解約返戻金計算基準日の保険料積立金額から増減します。また、契約当初10年間は解約控除を適用します。

市場価格調整および解約控除等により、**解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。**

為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。

死亡保険金、解約返戻金等を円貨で受け取る場合、または円建終身保険へ変更する際に解約返戻金を円換算する場合には、請求時または変更時の為替レートを適用するため、**為替レートの変動の影響を受け、損失が生じるおそれがあります。**

その他ご留意いただきたい事項

この保険にはクーリング・オフの適用があります。ご契約の申込日または「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面または住友生命ホームページの専用フォームから、お申込みの撤回およびご契約の解除(以下、「クーリング・オフ」といいます。)をすることができます。クーリング・オフがあった場合、住友生命にお払い込みいただいた通貨で、払込金額と同額を払い戻します。そのため、お手持ちの円資金を金融機関等で指定通貨等に交換し申し込む場合で、払い戻された指定通貨等を円貨に交換する場合は、**為替レートの変動により損失が生じるおそれがあります。**

[募集代理店]

ほけん百花

いずみライフデザイナーズ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F

Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195

[引受保険会社]

 **住友生命保険相互会社**

本社 〒540-8512 大阪市中央区城見1-4-35
電話 (06)6937-1435 (大代表)

<ホームページ> <https://www.sumitomolife.co.jp>

住友生命

検索 